



特別インタビュー

profile

高階恵美子氏

宮城県加美町出身 東京医科歯科大学大学院（保健学修士）
社会保険埼玉中央病院勤務後、宮城県に奉職（保健師）。
1997（平成9）年より東京医科歯科大学医学部文部教官、
2000（平成12）年8月に厚生労働省へ出向。健康政策を
はじめ、科学技術政策、精神保健福祉対策、診療報酬改定、
介護予防・介護支援対策、子育て支援・虐待防止対策、臓
器移植対策、医療指導監査ほか社会保障に係る幅広い政策
の企画運営にあたる。日本看護協会常任理事を経て2010（平
成22）年7月の参院選（比例代表）で初当選、現在2期目。
前厚生労働大臣政務官、参議院厚生労働委員会理事、自民
党女性局長、女性の健康の包括的支援に関するプロジェクト
チーム座長。議員活動として食品安全政策研究会を主宰す
るほか、参議院ASEAN議員交流推進議連、観光産業振興議
連、スポーツ議連など数多くの議員連盟役員を務めている。

参議院議員 保健師・看護師／自民党女性局長

たか がい え み こ

高階恵美子氏に聞く

高階氏は臨床・研究教育・行政・日本看護協会などでの経験ののち、2010（平成22）年の参議院議員選挙に初出馬し当選、去る2016（平成28）年7月10日の同選挙において、2期目の当選を果たしました。

このインタビューでは、保健師・看護師資格を持つ女性議員として女性政策や地域包括ケアシステムに関する取り組みに尽力されている高階氏に、2期目の抱負や看護職が政治にどのように参加していくべきか、おうかがいしました。

人の生涯を支える看護職を 政治の力で支えていく

2期目の抱負

——今回の参院選で2期目の当選を果たしましたが、どのような政策を掲げ、それをどのように実現していきたいとお考えでしょうか。

■党の女性政策

私は現職の自民党女性局長ですので、候補者の一人であると同時に党役員としての重責を負いながらの選挙でした。党の公約に女性政策を盛り込む準備作業にあたり、選挙戦では党をあげて「女性活躍推進」を前面に掲げて闘いました。

2013（平成25）年の秋に、安倍総理がニューヨークの国連演説のなかで、「日本は女性の輝く国づくりを目指します」と宣言しました。これは私の知るかぎりでは、わが国のトップが初めて女性政策に光を当てることを国際社会に約束した歴史的な出来事でした。以来、私たちはその実現のための取り組みを進めています。すでに3年が経ち、党の政務調査会に設置された女性活躍推進本部や数々のプロジェクトチームを中心に、新たな女性政策が体系化され、変化をもたらす取り組みが徐々に始まっています。

女性政策といったときに、保育園の増設や育児休暇の取得という切り口から、もっと女性の生涯を視野に入れて、社会参加や自己実現を支えていくための具体策をしっかりと提示していくという党の意気込みを感じますし、これからいよいよ目に見える変化が起こると感じます。

■看護職の賃金と職場

そんななか私が注目しているのは、働く女性、とりわけ看護職・保育士・介護職の賃金を引き上げる方策です。保育士や介護職の処遇改善に

ついては昨今よく指摘されています。その一方で看護職は所得が高いと言われがちなのですが、皆さん疑問に思いませんか？ 全産業と比較して看護職の給料は決して高くなく、むしろ平均を下回っています。命の現場で働く専門職には夜勤もありますし、役職についている人もいる、それにもかかわらず、こうした現状にあることを改善する努力が欠かせないと考えます。

私は、この賃金の問題に対する解決策を出すことができれば、看護職の処遇は革新的に変わると思い、そのことを念頭に置きながら今回の選挙戦に臨みました。

これは単に給料表だけの問題ではなく、働く女性全体にかかわる問題であり、だれかのお世話にあたる様々な職種に共通する技術への対価の問題です。社会保障の担い手たちが適正な評価を得るために、私たちは自らが知恵を絞り、アイデアを出していかなければなりません。ずっとこうだから、というあきらめにも似た感情から脱却し、他産業分野や社会全体を説得していき、納得してもらえる論拠を整えていくときだと思います。

私が選挙期間中に訴えたのは、『看護職は社会保障制度にのっとって仕事をしている社会的な財産である』ということです。また、平日中の勤務で、盆や正月は一斉にお休みといった日本の労働慣行とは異なる勤務形態にあるのですが、処遇において、それに伴う負荷や健康リスクには深い洞察がなされていないという点です。

現在、日本の病床数は全体で約167万床ありますが、そのうちの約8割は民間立です。今後、機能分化が進められていくなかで、民間立が占める割合が増える可能性はさらに高まりま



す。そのなかで働く看護職の処遇やステータスを高める努力をしていかなければなりません。この取り組みをしていくことが、「働き続けてみようかな」と思うことのできるような職場の環境改善、さらには社会保障の安定的な運営につながると信じています。

看護職を含め『ひとのケアをする人』の社会的価値を国が将来にわたってどのように認めていけるようにするのかは、これから議論していかなければいけません。「今話題になっているのは保育士の給料問題で、看護師ではないから」と冷めた見方をするのではなく、自らの課題解決に取り組む糸口として向き合うことが重要です。そのことがひいては『ひとのケアをする人』どうしを助けることになります。

また、看護職のライセンスを生かした働き方も考えていかなければなりません。潜在看護師が約70万人という現状を考えると、働き方の改革を提案していく必要があります。たとえば、必ずしも病院で働かなくてはいけないという考え方ではなく、家にいながらICTを活用したコンサルテーション事業を行うなどですね。その人が先陣を切り技術を提供し、安定してその

対価を得られることを示し、地域のなかで求められるようになれば、看護に広がりが出てきます。

『雇用が安定しない』『待遇が良くない』という状況では、社会保障の担い手たちの苦しみは増すばかりとなりかねません。約160万人の働く看護職を守ることは、国民の福祉を守ることです。そのために努力をしていく所存です。

■地域包括ケアシステム

——女性に関する政策に力を入れていることがうかがえましたが、その他に取り組んでいきたいことは何でしょうか。

これから私が取り組んでいきたいことのなかで核となるのは、地域包括ケアシステムです。2010（平成22）年の参議院選挙で私が訴えたのは、看取りの政策を国の政策の中心課題の一つに位置づけることでした。安心して最期まで生き終えることができる社会を確立すべきと考えています。当選後すぐに当時の厚生労働部会長のところへ行き、看取り政策について早急に取り組む必要があることを訴えました。

この先20年ほどのうちに、1年間に亡くなる方の数は170万人規模にまで達すると見込まれています。医療を提供する入院病床の機能が十分に発揮され得ることと、一人ひとりのニーズに基づいて人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる支援のあり方についての冷静な見極めと真摯な取り組みが求められています。このことは、次代にふさわしい社会保障制度の設計にとって極めて重要な観点です。

看護職は、人が生まれるときも亡くなるときも必ずそばにいる唯一の専門職といっても過言ではありません。現代人にとって、人の死は必

ずしも身近に経験することではないので、この課題への取り組みについては看護職が中心となって議論することが自然だと考えています。厚生労働部会における集中的な議論を経て2011（平成23）年3月4日に党として『穏やかな最期を保証するコミュニティづくりのための政策推進について』という報告書を公表しました。後に政府が取りまとめた国民会議の報告書には、この基本的な考え方が取り入れられ、『人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる地域医療へ』『医療の哲学を変える』といった文言で反映されました。現在進められている社会保障制度改革の哲学部分に、一人ひとりが迎えるべき人生の最終段階を、最期までその人らしく過ごせる環境の整備が急務だという看護職の現場の声が盛り込まれているということです。2014（平成26）年に成立した医療介護総合確保推進法のなかには、それを実現するしくみとして、『地域包括ケアシステム』が位置づけられました。

■スタートは2018（平成30）年

しくみが創設されたとはいえ、それが各地域に浸透して、活きたしくみとなって定着するまでにはまだ時間がかかります。十分に機能するためのノウハウ集積も必要です。各地の実践をとおして積み上げられたものを共有できるようにする面においても、現場の力が試されるところです。

その現場から出てくる様々な新しい技術や視点を評価する初めての診療報酬・介護報酬の改定が2018（平成30）年になるわけです。この改定によって制度改革は新たな段階を迎えることとなり、やがて看護職は看護職どうしで働く

時代から確実に卒業することになりますから、看護職はこれまで以上にほかの職種や異業種も含めて協働、あるいは切磋琢磨しながら、互いの違いを自分も相手も理解できるようになります。考え方や行動のしかた、強みなどを互いに補完し合うなかで、ぶつかることもあるかもしれないけれども、チームをうまく機能させシステムをつくりあげていくことがこれからの看護職には必要です。

今後は少人数・小規模単位でのサービス提供を広域的多角的に展開することも考えられます。安定的なサービス提供のためにも、そのときに「看護職としてこのようなサービスを提供します」という考えを利用者さんやほかの職種にも理解してもらうことが重要です。

——高階さんは2020年オリンピック・パラリンピック東京大会実施本部の幹事でもあります。医療・看護とオリンピックをどのようにつなげたいとお考えでしょうか。

3年後にはラグビーのワールドカップ、そして4年後にはオリンピック・パラリンピックが日本で開催されます。日本を訪れる外国人観光客の数はこの間に、現在の年間約2000万人から倍の約4000万人にまで増加していく可能性があります。各競技の選手やトレーナー、サポーター、家族も世界中から訪れることになります。選手たちは一定期間滞在してトレーニングをしたり、体調を整えたり、ときには休暇や療養も必要となるでしょう。このように様々な外国人が日本各地で一定期間滞在するようになるわけですから、この点は将来的にビジネスとして発展させていけるのではないかと考えています。

外国人が安心して日本に滞在するためには、基本的な生活情報と医療の提供が必要になって

きます。その頃には現在よりも飛躍的にスポーツ医学やリハビリテーションという分野が発展していきますので、スポーツ看護やリハビリ看護、また、アスリートの健康管理のための看護といった分野がおそらくできてくるのではないのでしょうか。

アスリートたちは最高のパフォーマンスを発揮するための環境をつくりたいと思うので、そこに看護がかかわることのできる余地があります。オリンピック招致の際に『おもてなし』が有名になりましたが、『おもてなし』とはホスピタリティです。ホスピタリティは看護職の仕事の原点の一つでもあり、診断・治療をするのが医師であるならば、『おもてなし』により人の生きる力を最大限に強めることができる専門性をもっているのが看護職です。ですから、様々な分野の人と融合する形でこの強みを生かしていくという発想は、重要だと思っています。

新しいスポーツ看護の分野とともに、外国の選手が求める看護サービスを看護職がどのように提供できるのかということも、国民福祉の向上ということの一方で、これからの活動の場として考えています。日本流の看護技術は世界に誇れる「ジャパンプランド」ですから。いま災害看護学に寄せられる期待は非常に大きいですが、これからは、「スポーツ」「トラベル」が新たなキーワードに加わるのではないかと思います。

政策を形にする現場の声

——今回の選挙をとおして高階さん自身がお感じになられたことはありますか。

選挙をとおして感じたのは、女性の生涯の活

躍を支援していくための政策づくりをいろいろな方々が考え始めていて、これからはそれを形にすることができるかどうかを問われるということです。この点は、日本の経済成長と社会の発展、民主主義に直結します。というのも、現在の生産年齢人口はおよそ8000万人ですが、2060（平成72）年にはこれが半分の4000万人強程度になってしまうんです。総人口が減っていくのはもちろんですが、最も減少幅が大きいのが生産年齢人口なのです。労働力の激減は深刻で、安定した暮らしが保証されなくなる可能性が高まります。だれかの手を必要とする人たちが確実に増えていくなかで、その人たちのお世話をしながら暮らしを営み生産性を伸ばしていかなければ、国を維持できなくなる可能性が高いという状況です。

では、だれが持続可能な社会経済の維持発展に寄与できるかということ、最も注目すべき存在が女性なのです。そのほかにも高齢者、障害者もあげられます。国は、年齢や性別、障害の有無に制約されることなく、その人らしく健やかに社会参加できるしくみや風土を工夫しながら構築していかなければなりません。

また65歳以上人口については、その数が最も多くなるのは2042（平成54）年頃と推計されています。これからは、2025年のさらに先にまで目を向けて今後の施策を考えていく必要があります。目下の課題である2025年問題への対応もさることながら、現状が常に変化していることを踏まえて、その先を見据えることが求められています。

——今後、看護職が看護と政治を考えていくうえで、看護師の方々にはどのようなことが求められるのでしょうか。

私は看護職の方々はとても高度な政策企画能力をお持ちだと感じています。ですので、看護職にはもっと堂々と仕事をしてもらいたいと思いますし、最先端はいつも現場にありますので、私自身も現場の感覚を忘れずに仕事をしたいと思っています。『制度設計や処遇は自分の考えることではないから、決まったことに従うしかない』という考え方は、実は間違っています。様々な決めごとは、現場の声があって初めて必要性が出てくるわけで、様々な要望が出されるなかで、その社会が治まるようにルールを決めていく役割を代替しているのが政治です。現場がなければ、これから何が必要かという議論すら起こらないのです。

国民として税金を払っていて、その税金がどのように使われているのか知りたいと思うのであれば、もっとダイレクトに意見を言って良いと思いますし、皆さんにはその権利があります。看護職は専門職で、非常に強みがありますので、政治にもっと関心を持ち、堂々と発言してほしいと思っています。また、発言の場をつくることも重要です。私は女性局長に就任後、これから取り組む7つの重点施策として、

- ①女性の健康推進
- ②児童虐待防止
- ③防災・復興加速
- ④女性活躍支援
- ⑤地域が活きる観光振興
- ⑥国際保健協力強化
- ⑦女性と児童の権利擁護

を掲げさせていただき、それと同時に全国津々浦々を訪ねて女性の声を聞く対話集会を始めさせていただきました。特に日頃から接することの少ない離島・へき地を重点的に訪問しています。このことが女性政策を議論するうえで大変役に立っています。看護職も仕事の合間や休日に気分転換で「問題だな」と思っていることを話す場をつくるなどして、仲間を守り活躍を後押しするために必要な政策を議論してはどうかと考えます。看護職一人ひとりが誇りをもって、楽しく・豊かに・堂々と活躍できる社会環境づくりに向け、力を合わせていきたいです。

(撮影／丹羽諭)

(聞き手／本誌)